

福岡県公報

平成19年10月5日
第 2 7 3 5 号

目 次

告 示 (第1825号 - 第1846号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事		
前届出	(漁政課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
公共測量の実施	(土木管理課) 2
公共測量の終了	(土木管理課) 2
公共測量の実施	(土木管理課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 4
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 4
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 4
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 5
予防接種を行う医師	(健康対策課) 5
予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課) 6
市の町の区域の設定	(地方課) 6
町の町の区域の設定	(地方課) 9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)12
市街地再開発組合の定款の変更及び第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)12
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)12

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)12
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課)13
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)14
公 告		
農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認	(農業振興課)14
平成19年度福岡県製菓衛生師試験の合格者の発表	(生活衛生課)15
監 査 委 員		
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)15
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)19
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)22
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)31
公 安 委 員 会		
意見募集の結果の公示	(警察本部駐車対策課)35
雑 報		
公立大学法人九州歯科大学平成18年度財務諸表に関する公告	(学事課)35
公立大学法人福岡女子大学平成18年度財務諸表に関する公告	(学事課)54
公立大学法人福岡県立大学平成18年度財務諸表に関する公告	(学事課)72
再 掲		
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部駐車対策課)89

告 示

福岡県告示第1825号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成19年10月5日から同年10月19日までの間縦覧に供する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市大浜町759-1	山 田 正 人	両開	両開漁業協同組合
柳川市大浜町1178	田 中 康 徳		
柳川市大浜町934-28	城 戸 武 美		

福岡県告示第1826号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市富地原字川ノ坂1793番1及び1793番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市ひかりヶ丘二丁目6番地5
大島 一枝

福岡県告示第1827号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称（第三工区）
飯塚市川島字久世ヶ浦215番1及び川島1504番1の一部、並びに鯰田字松本2425番

41

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市長 齋藤 守史

福岡県告示第1828号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路地形測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区南部・小倉北区西部・小倉南区南東部	平成19年8月30日から 平成19年11月16日まで

福岡県告示第1829号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日

北九州市八幡西区西部	平成19年 7 月12日
------------	--------------

福岡県告示第1830号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市若松区	平成19年 9 月21日から 平成19年11月16日まで

福岡県告示第1831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	新 延 中 間 線	前	中間市大字垣生1500番先から	15.0 ~ 52.5	230.0
				同市大字垣生1671番1先まで		

飯 塚	主 要 地 方 道	桂 川 下 秋 月 線	後	同上	15.0 ~ 59.5	230.0
			前	嘉麻市泉河内字笠松607番1先から 同市泉河内字笠松463番先まで	8.5 ~ 18.0	48.0
			後	同上	7.2 ~ 13.3	48.0

福岡県告示第1832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月 5 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊 前	県 道	鬼 木 三 毛 門 線	前	豊前市大字久路土1191番1先から 同市大字岸井258番7先まで	4.3 ~ 8.2	181.0
			後	同上	6.5 ~ 15.7	181.0
豊 前	県 道	豊 津 椎 田 線	前	築上郡築上町大字越路1070番2先から 同市大字越路1078番先まで	9.2 ~ 12.0	155.3
			後	同上	11.5 ~ 14.0	155.3

福岡県告示第1833号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字太宰府字普現1464（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1834号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字瓦田127の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1835号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字太宰府字松川142・153（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1836号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営脇山地区土地改良(農業用排水施設整備・農地改良)事業変更計画書の写し	平成19年10月5日から 平成19年11月5日まで	福岡市早良区役所入部出張所

福岡県告示第1837号

福岡県下各市町村長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	小柳 貴 裕
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	後藤 元 宏
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	石村 匡 崇
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	後藤 多 奉
行橋市南大橋2丁目9-11	長部医院	長部 誠 志

八女市上陽町北川内332	久良木医院	久良木 孝 晃
糟屋郡宇美町大字宇美10番87号	医療法人みなみ 粕屋南病院	玉井 収
糟屋郡宇美町大字宇美10番87号	医療法人みなみ 粕屋南病院	池口 正 知
太宰府市観世音寺3丁目12-1	秋吉外科医院	秋吉 建二郎
柳川市下宮永町523-1	長田病院	加藤 絵美子
福津市若木台1-12-2	渡辺クリニック	渡邊 勲
糟屋郡粕屋町大字大隈132-1	片井整形外科病院	出口 伸 治
糟屋郡粕屋町大字大隈132-1	片井整形外科病院	中根 英津子
北九州市小倉南区葛原本町1-10-16	周田医院	周田 光一郎
北九州市小倉南区葛原本町1-6-17	K'sクリニック皮ふ科	岩田 賢 治
北九州市八幡西区医生ヶ丘10-30-10	尾関内科医院	尾関 恒 雄
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	永田 弾
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	齋藤 信 明
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	鈴木 宗 幸
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	上原 浩 文
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	前山 隆 茂
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	近藤 秀 臣
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	松本 康二郎
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	高畑 靖
糟屋郡志免町大字南里29番4	とくなが子供クリニック	徳永 泰 幸
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	井手口 博
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	小川 厚
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	田中美 紀
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	新居見 和 彦
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	畠中 道 己
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	森島 直 美
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	安元 佐 和
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	柳井 文 男

北九州市八幡西区八枝一丁目7番20号	特定医療法人 東筑病院	早川 知 宏
北九州市八幡西区鷹の巣2丁目7番27号	山本内科クリニック	山本 繁 樹
北九州市小倉北区香春口1-3-5	香春口クリニック	越智 統 也
北九州市八幡西区木屋瀬1丁目12番23号	医療法人慈恵睦会 八幡慈恵病院	真 角 正
北九州市八幡東区茶屋町2番8号	医療法人 松島クリニック	松島 慶 幸
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	吉 兼 由佳子
前原市前原中央二丁目9番35号	医療法人 奥小児科医院	友 田 靖 子
飯塚市吉原町537	泌尿器科C.U.クリニック	江 本 純
飯塚市吉原町537	泌尿器科C.U.クリニック	多 田 勝
飯塚市勢田1806-1	医療法人康和会 介護老人保健施設和泉の澤	岡 匡 代
飯塚市大字目尾1256-14	坂本医院	桑 原 健 介

福岡県告示第1838号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
田川郡川崎町大字川崎2430-1	川崎町立病院	熊谷 穂 積
糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	金地 泰 典
糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	岩城 彰
糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	横山 寛 明
糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	宮川 弘

糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	白 浜 正 文
糟屋郡宇美町大字宇美10-87	医療法人みなみ 粕屋南病院	石 野 隆
八女市吉田710-2	坂田医院	坂 田 博 美

福岡県告示第1839号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福津市長から福津市の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

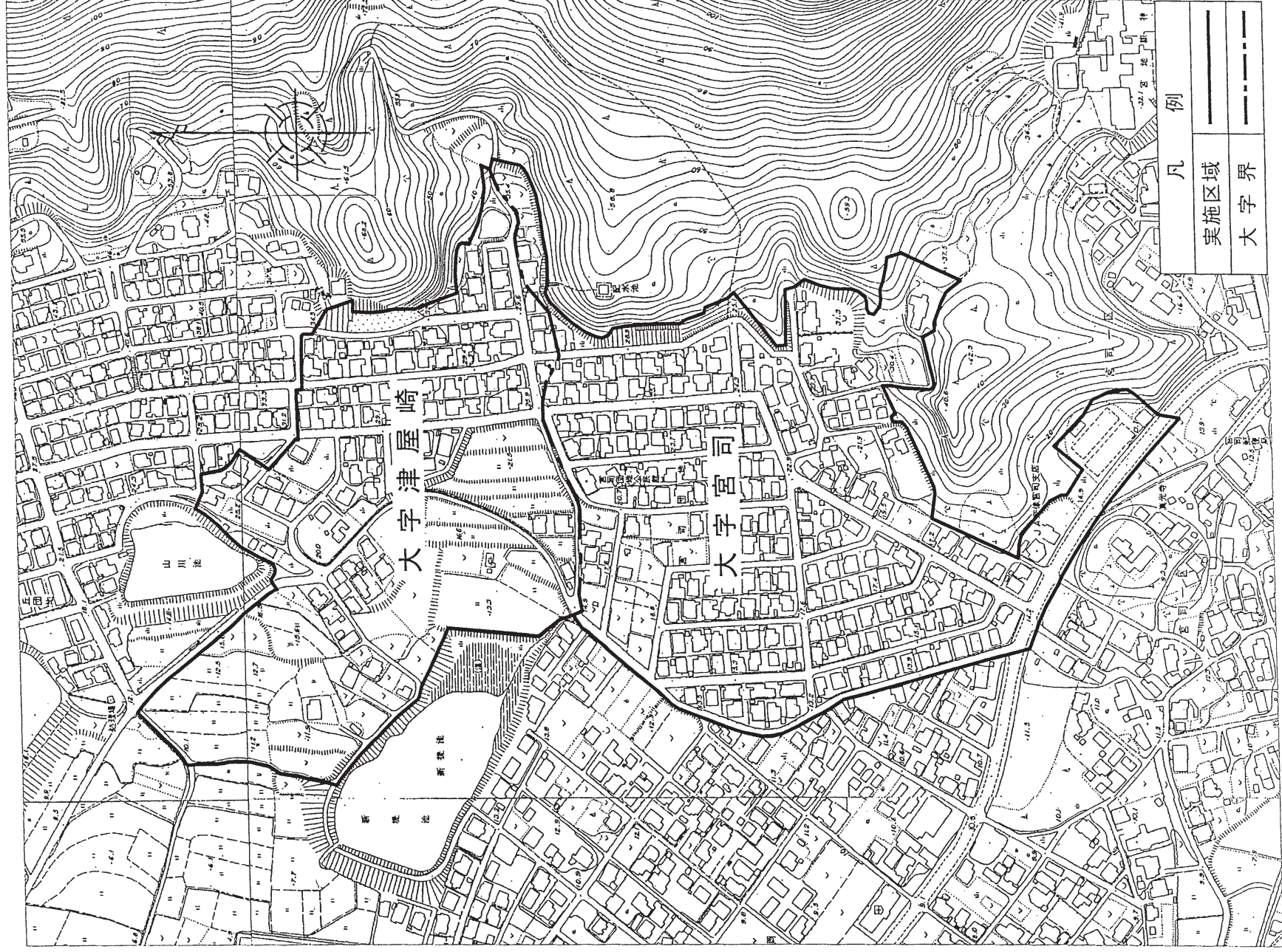
上記処分は、平成19年10月15日から効力を生ずるものとする。

平成19年10月5日

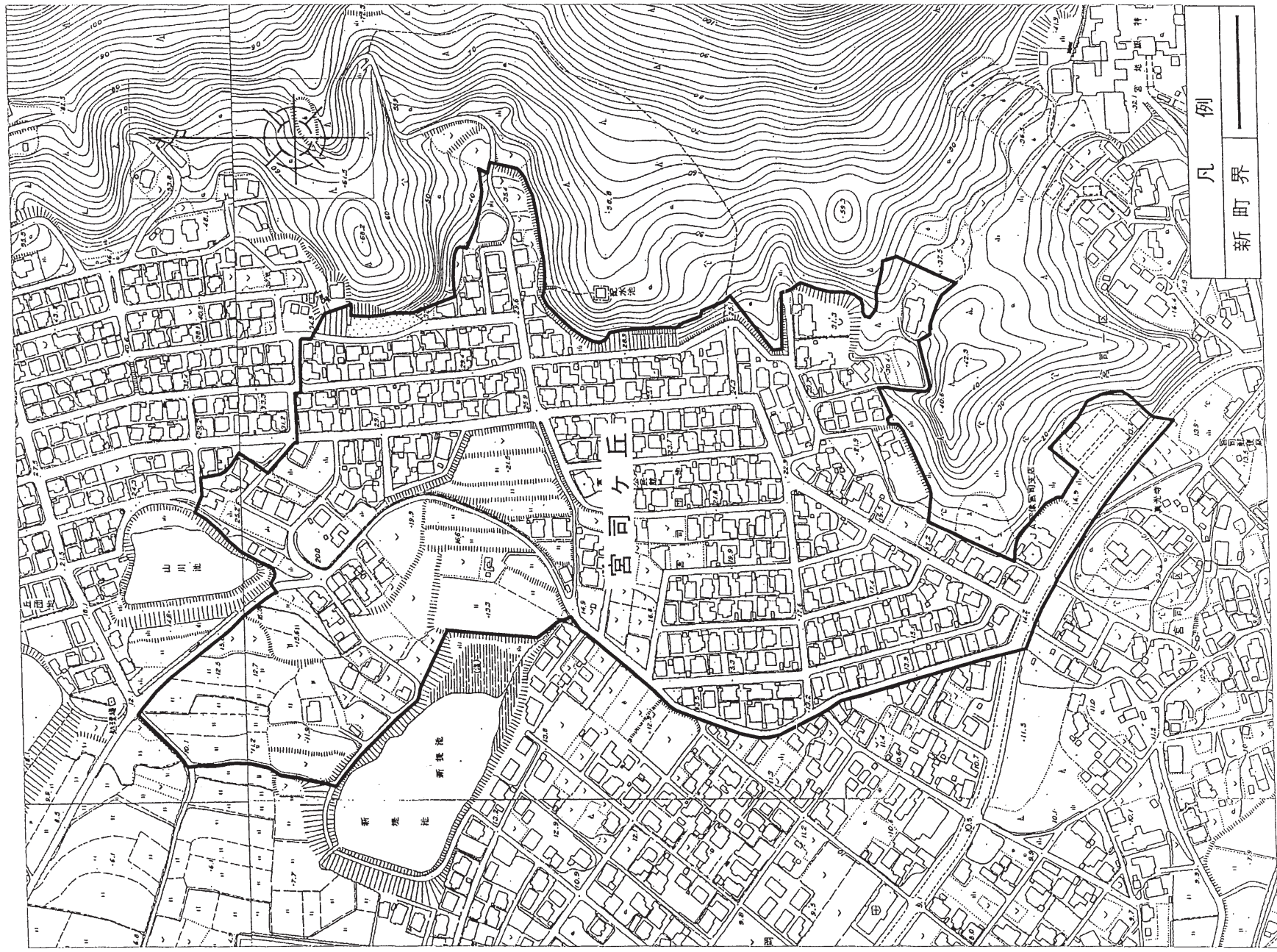
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1



別図2



福岡県告示第1840号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、那珂川町長から那珂川町の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、平成19年10月29日から効力を生ずるものとする。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1



別図2



福岡県告示第1841号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字東前牟田495 - 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市上岩田1236番地2
稲田 繁春

福岡県告示第1842号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更及び第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
J R久留米駅前第一街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成19年1月から平成23年3月まで
- 3 施行地区
久留米市中央町1番の全部並びに2番、44 - 1、44 - 2及び45 - 1の各一部並びに城南町31 - 2の一部
- 4 事務所の所在地
久留米市城南町3 - 12
- 5 設立認可の年月日
平成18年12月26日

6 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成19年10月12日

7 定款変更及び事業計画変更の認可の年月日

平成19年9月26日

福岡県告示第1843号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年9月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人かざばな
 - (2) 代表者の氏名
安部 来佑
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市西区今津4797番地90
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、身体に障がいを持ち支援を必要とする人たちや高齢者に対して、小規模作業所の運営や障害者自立支援法に基づく各種の事業並びに交流拠点の提供など真心のこもった支援活動を行うことにより、障がいを持つ人たちや高齢者の福祉の向上と社会的地位の保持に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1844号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

なお、平成19年9月福岡県告示第1746号は、取り消す。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年11月福岡県告示第1846号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1845号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成19年10月5日から同年10月25日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

住 所 宮若市上有木1番

代表者の氏名 代表取締役 渡辺 顯好

2 事業場の名称及び所在地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

所 在 地 京都郡苅田町鳥越町9番2号

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能 力	6個/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成19年12月1日		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成19年12月30日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成20年1月10日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時連続 10時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	13.8
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	-	11,500
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	-	19,000
	浮遊物質(mg/ℓ)	-	500
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/ℓ)	-	50
	窒素含有量(mg/ℓ)	-	50
	りん含有量(mg/ℓ)	-	5
	大腸菌群数(個/cm ³)	-	0
汚水量(m ³ /日)	-	0.25	

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場
型 式	生物処理を主とした複合処理方式
構 造	コンクリート構造及び鋼板構造
主 要 寸 法	35m × 20m 25m × 10m

能力	900m ³ /日				
処理方式	生物処理を主とした複合処理方式				
工事着手予定年月日	平成19年12月1日				
工事完成予定年月日	平成19年12月30日				
使用開始予定年月日	平成20年1月10日				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 24時間/日				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物学的酸素要求量(mg/ℓ)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	25	85	12	15
	浮遊物質(mg/ℓ)	53	65	16	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/ℓ)	11	25	2	2
	窒素含有量(mg/ℓ)	14	25	12	15
	りん含有量(mg/ℓ)	5	7	0.8	1
	大腸菌群数(個/cm ³)	-	-	10	100
汚水量(m ³ /日)	480	600	480	600	

5 排水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水の排水口	総合排水処理場の排水口		
	項目	通常	最大
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度	6～8	
	生物学的酸素要求量(mg/ℓ)	8	10
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	12	15
	浮遊物質(mg/ℓ)	16	20

ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/ℓ)	2	2
窒素含有量(mg/ℓ)	12	15
りん含有量(mg/ℓ)	0.8	1
大腸菌群数(個/cm ³)	10	100
排水水量(m ³ /日)	480	600

福岡県告示第1846号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字苅田字松浦3787 - 68 (第1工区)
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町富久町1 - 19 - 1
苅田町長 吉廣 啓子

公 告

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

農地保有合理化事業を行う者の名称	承認年月日	承認に係る農地保有合理化事業の種類
------------------	-------	-------------------

福岡市農業協同組合	平成19年9月13日	法第4条第2項第1号に規定する事業のうち、農用地等を借り受けて当該農用地等を貸し付ける事業
-----------	------------	---

公告

平成19年度福岡県製菓衛生師試験（平成19年9月4日実施）の合格者の受験番号を次のように発表する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	14	24	41	51	62	73	88
2	15	25	42	52	63	74	89
3	16	27	43	53	64	75	90
7	17	29	44	55	65	77	93
8	18	30	45	56	66	78	94
9	19	31	46	58	67	79	96
10	21	37	47	59	69	81	97
11	22	39	48	60	71	83	98
13	23	40	50	61	72	86	100

監 査 委 員

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査及び同第5項の規定に基づく随時監査をハートランド平尾台株式会社等8団体及び公園街路課について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月5日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文
同 進 谷 庸 助

同 伊 藤 龍 峰
同 森 田 俊 介

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象団体

ハートランド平尾台株式会社等8団体

(2) 監査対象期間

平成18年度（県が行った財政的援助等の属する年度）

(3) 監査実施期間

平成19年6月26日から平成19年7月11日まで 実日数10日間、延日数16日間

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
ハートランド平尾台株式会社	平成18年度	平成19年6月26日から 平成19年6月27日まで
社団法人 福岡県樹芸組合連合会	〃	平成19年6月26日から 平成19年6月27日まで
福岡県馬術連盟	〃	平成19年6月28日から 平成19年6月29日まで
にしてつグループ （代表団体 西鉄グリーン株式会社）	〃	平成19年7月3日から 平成19年7月4日まで
安藤造園土木株式会社	〃	平成19年7月3日から 平成19年7月4日まで
名島グリーンサポート （代表団体 宗像緑地建設株式会社）	〃	平成19年7月5日から 平成19年7月6日まで
JMK・都市造園グループ （代表団体 イオンディライト株式会社九州支社）	〃	平成19年7月5日から 平成19年7月6日まで
株式会社西日本新聞イベントサービス	〃	平成19年7月10日から 平成19年7月11日まで

2 監査の範囲

今回の監査は、県が平成18年度において地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている8団体（以下「指定管理者」という。）について、公の施設の管理に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

また、にしてつグループ、安藤造園土木株式会社、名島グリーンサポート及びJMK・都市造園グループが管理している公の施設の所管課である公園街路課について、当該団体に対する指導監督状況及び公の施設の管理に係る事務の執行状況を調査するため、地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査を平成19年7月20日に実施した。

- 3 指定管理者が管理する公の施設の名称及び管理経費の内容
 指定管理者が管理する公の施設の名称及び管理経費の内容は次表のとおりである。

指定管理者	公の施設の名称	管理経費の内容
ハートランド平尾台株式会社	福岡県平尾台自然観察センター	平成18年度の施設の管理経費 27,300,000円 (うち県が負担した管理費 27,300,000円)
社団法人福岡県樹芸組合会	福岡県緑化センター	平成18年度の施設の管理経費 39,035,000円 (うち県が負担した管理費 39,035,000円)
福岡県馬術連盟	福岡県馬術競技場	平成18年度の施設の管理経費 22,394,295円 (うち県が負担した管理費 15,213,000円) (うち指定管理者の利用料金収入 7,181,295円)
にしてっグループ (代表団体 西鉄グリーン 株式会社)	福岡県菅西公園・福岡県菅大濠公園	平成18年度の施設の管理経費 221,133,727円 (うち県が負担した管理費 187,016,412円) (うち指定管理者の利用料金収入 34,117,315円)
安藤造園土木株式会社	福岡県菅東公園	平成18年度の施設の管理経費 36,199,750円 (うち県が負担した管理費 36,199,750円)
名島グリーンサポート (代表団体 宗像緑地建設 株式会社)	福岡県菅名島運動公園	平成18年度の施設の管理経費 46,374,490円 (うち県が負担した管理費 32,497,000円) (うち指定管理者の利用料金収入 13,877,490円)
JMK・都市造園グループ (代表団体 イオンデベ イト株式会社九州支社)	福岡県菅天神中央公園・旧福岡県公会 堂貴賓館	平成18年度の施設の管理経費 31,110,945円 (うち県が負担した管理費 31,110,945円)
株式会社西日本新聞イベン トサービス	大濠公園能楽堂	平成18年度の施設の管理経費 29,768,328円 (うち県が負担した管理費 10,078,125円) (うち指定管理者の利用料金収入 19,690,203円)

第2 監査の結果

各監査対象団体及び公園街路課における公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

第3 意見事項

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため導入された制度であり、指定管理者には、その目的を達成するため、適正かつ効率的な管理が求められている。

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施し、その結果については、おおむね適正に執行されていると認められたが、管理業務に係る会計が明確に区分されていないものや、管理業務の一部を第三者に委託する場合に必要な県の承認がないもの等不適切な事例が見受けられた。

要因として、指定管理者の報告及び県の指導等に係る事務処理の方法が十分に確立されていなかったことが考えられる。

県においては、指定管理者の自主性を尊重しつつも、必要に応じ、業務又は経理の状況の報告を求め、実地について調査し、又は適切な指示をすするなど事務処理方法の改善を図る必要がある。

今後、指定管理者制度がその目的に沿って適切に運用され、住民の福祉が増進するよう、公の施設のより適正かつ効率的な管理が行われることを望むものである。

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健福祉部県立病院課及び柳川病院等2病院並びに企業局（本局）及びその事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月5日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	森田俊介

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

保健福祉部県立病院課及び2 県立病院、企業局（本局）及び2 事業所に係る定期監査は、平成18年度を監査対象期間とし、平成19年5月16日から平成19年6月22日までの実日数18日間で、次のとおり実施した。

なお、柳川病院・嘉穂病院については、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
県立病院課	平成18年度	平成19年6月13日から 平成19年6月15日まで
柳川病院	〃	平成19年5月16日から 平成19年5月18日まで
嘉穂病院	〃	平成19年5月23日から 平成19年5月25日まで
企業局	〃	平成19年6月20日から 平成19年6月22日まで
矢部川発電事務所	〃	平成19年5月30日から 平成19年6月1日まで
苅田事務所	〃	平成19年6月6日から 平成19年6月8日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いた。特に、県立病院課及び2 県立病院については、過年度未収金、企業局（本局）は、工事（建設・改良・修繕等）について、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて検証した。

また、廃庁監査は、債権債務の状況について特に留意して実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容
資産及び負債並びに資本の状況、損益の状況

第2 監査の結果

企業局の工業用水道事業における経営管理及び財務に関する事務は、次のとおり改善を要するものが認められた。攪拌機設備取替工事において、既設設備撤去費に係る重量の積算を誤り設計積算が過大となっている。設計積算にあたっては、メーカーに同機種の重量を十分に調査するなど適正な積算をすべきであった。今回の積算誤りは、既存の図面等の設計資料がなかったことにも起因していることから、今後、重要な設備については、既存の設備が廃止されるまでは、図面等の設計資料を適切に管理するとともに、設計内容のチェック体制を強化する等、工事における設計積算の誤りの防止を強く望むものである。

その他公営企業における経営管理及び財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、病院事業については、4病院が移譲され、太宰府病院のみの経営となったが、今後の病院事業の健全な経営のために過去の病院事業の運営により生じた過年度未収金並びに累積欠損金及び借入金に關し以下の意見を述べる。

19年3月末における病院事業全体の過年度未収金は51,122千円、累積欠損金は10,622,197千円及び借入金は12,681,255千円（企業債9,340,944千円、一般会計借入金3,340,311千円）となっている。

医療費の過年度未収金については、公平性の観点からも不納欠損に至らせることがないように、滞納者への督促などを早い早期に回収するよう一層の努力を望むものである。

また、累積欠損金及び借入金の処理については、今後の病院事業経営の見通しを踏まえた適切な対応を図っていただきたい。

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月5日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	森田俊介

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局111機関に係る定期監査は、平成18年度を監査対象期間とし、平成19年6月26日から平成19年8月2日までの実日数25日間で、次のとおり実施した。

なお、旧鉱害課は地域振興課、旧九州国立博物館は生活文化課、旧国際交流課は国際交流局交流第一課において監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
秘書室	平成18年度	平成19年7月20日
行政経営企画課	"	平成19年7月25日
人事課	"	平成19年7月6日
財政課	"	平成19年7月24日
税務課	"	平成19年7月3日
地方課	"	平成19年7月25日
管財課	"	平成19年7月17日
県民情報広報課	"	平成19年7月6日
消防防災安全課	"	平成19年7月5日
総務事務センター	"	平成19年6月26日から 平成19年6月29日まで 平成19年7月19日
私学学事振興局学事課	"	平成19年7月27日
私学学事振興局私学振興課	"	平成19年7月27日
企画調整課（企画振興部）	"	平成19年7月13日
交通対策課	"	平成19年7月10日
地域政策課	"	平成19年7月11日
地域振興課	"	平成19年7月13日
地域振興課 （旧鉱害課）	"	平成19年7月13日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
調査統計課	平成18年度	平成19年7月10日
高度情報政策課	"	平成19年7月12日
水資源対策局計画課	"	平成19年7月11日
水資源対策局開発課	"	平成19年7月11日
空港対策局空港整備課	"	平成19年7月12日
空港対策局空港計画課	"	平成19年7月12日
保健福祉課	"	平成19年7月10日から 平成19年7月11日まで
高齢者福祉課	"	平成19年7月31日から 平成19年8月1日まで
子育て支援課	"	平成19年7月13日
児童家庭課	"	平成19年8月2日
障害者福祉課	"	平成19年7月17日
健康対策課	"	平成19年7月19日
医療指導課	"	平成19年7月25日
生活衛生課	"	平成19年7月19日から 平成19年7月20日まで
薬務課	"	平成19年8月2日
監査保護課	"	平成19年7月18日
国保・援護課	"	平成19年7月26日
介護保険課	"	平成19年7月20日
人権・同和対策局調整課	"	平成19年7月12日
環境政策課	"	平成19年7月13日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
環境保全課	平成18年度	平成19年7月11日
循環型社会推進課	"	平成19年7月10日
廃棄物対策課	"	平成19年7月12日
監視指導課	"	平成19年7月12日
自然環境課	"	平成19年7月13日
水道整備備室	"	平成19年7月13日
生活文化課	"	平成19年7月25日
生活文化課 (旧九州国立博物館室)	"	平成19年7月24日
青少年課	"	平成19年7月23日
男女共同参画推進課	"	平成19年7月20日
労働局労働政策課	"	平成19年7月31日
労働局新雇用開発課	"	平成19年8月1日
労働局職業能力開発課	"	平成19年7月27日
国際交流局交流第一課 (旧国際交流課)	"	平成19年7月18日
商工政策課	"	平成19年7月11日
商業・地域経済課	"	平成19年7月10日
経営金融課	"	平成19年7月10日
国際経済観光課	"	平成19年7月12日
新産業・技術振興課	"	平成19年7月13日
工業保安課	"	平成19年7月12日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
企業立地課	平成18年度	平成19年7月11日
農政課	"	平成19年7月17日
農業振興課	"	平成19年7月18日
農業経済課	"	平成19年7月24日
生産流通課	"	平成19年7月25日
農業技術課	"	平成19年7月27日
畜産課	"	平成19年7月23日
農地計画課	"	平成19年7月26日
農地整備課	"	平成19年7月19日
国営土地改良事業対策室	"	平成19年7月26日
林政課	"	平成19年7月17日から 平成19年7月18日まで
治山課	"	平成19年7月12日
緑化推進課	"	平成19年7月13日
漁政課	"	平成19年7月10日から 平成19年7月11日まで
水産振興課	"	平成19年7月10日から 平成19年7月11日まで
漁港課	"	平成19年7月19日から 平成19年7月20日まで
土木管理課	"	平成19年7月6日
企画課	"	平成19年7月4日
用地課	"	平成19年7月6日
道路維持課	"	平成19年7月5日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
道路建設課	平成18年度	平成19年7月4日
河川課	"	平成19年7月5日
河川開発課	"	平成19年7月3日
港湾課	"	平成19年7月3日
砂防課	"	平成19年7月4日
高速道路対策室	"	平成19年7月3日
新幹線建設対策室	"	平成19年7月6日
建築都市管理課	"	平成19年7月18日
都市計画課	"	平成19年7月19日
建築指導課	"	平成19年7月18日
公園街路課	"	平成19年7月20日
下水道課	"	平成19年7月19日
住宅課	"	平成19年7月18日
住宅管理課	"	平成19年7月20日
営繕課	"	平成19年7月17日
建築設備課	"	平成19年7月17日
出納事務局	"	平成19年7月18日
議会事務局	"	平成19年7月26日
総務課	"	平成19年7月25日
財務課	"	平成19年7月27日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
文化財保護課	平成18年度	平成19年7月24日
企画調整課（教育庁）	”	平成19年7月23日
生涯学習課	”	平成19年7月26日
教職員課	”	平成19年7月26日
施設課	”	平成19年7月25日
高校教育課	”	平成19年7月25日
義務教育課	”	平成19年7月23日
人権・同和教育課	”	平成19年7月27日
スポーツ健康課	”	平成19年7月23日
人事委員会事務局	”	平成19年7月4日
監査委員事務局	”	平成19年7月4日
警察本部	”	平成19年7月2日から 平成19年7月5日まで
労働委員会事務局	”	平成19年7月24日

2 監査の主眼

今回の監査は、秘書室等111機関における収入、支出、人件費、契約、工事、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、県単独補助金の交付事務、警察本部における委託料の支出事務並びに旅費及びその他需用費の支出事務に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

県税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債並びに特別会計の収入事務

- (2) 支出
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 工事
設計・積算及び施工の状況
- (6) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (7) 物品
取得、管理及び処分の状況
- (8) 債権
債権管理の状況
- (9) 補助金
補助金の交付事務

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

(総務部)

私学学事振興局私学振興課

私立幼稚園施設整備資金貸付金の利子収入において、日割計算を誤ったため91,392円が収入過となっている。

(保健福祉部)

児童家庭課

母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて25,003,790円増加している。

監査保護課

生活保護法に係る介護報酬不正請求に伴う返還金において、収入未済額が前年度に比べて924,434円増加している。

(農政部)

農業経済課

農業改良資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて12,592,672円増加している。

(水産林務部)

漁港課

県営漁港占使用料2,466,320円の収入手続が遅延している。(17件)

(建築都市部)

都市計画課

食糧費及び負担金の資金前渡において、前渡資金出納簿及び精算書が作成されていない。(21件)

(教育庁)

人権・同和教育課

地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて194,979,714円増加している。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を土木部、建築都市部出先機関の福岡土木事務所等20か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月5日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	森田俊介

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

土木部及び建築都市部の出先機関20機関に係る定期監査は、平成18年度を監査対象期間とし、平成19年5月9日から平成19年6月22日までの実日数24日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡土木事務所	平成18年度	平成19年5月9日から 平成19年5月11日まで
久留米土木事務所	"	平成19年6月6日から 平成19年6月8日まで
柳川土木事務所	"	平成19年6月6日から 平成19年6月8日まで
直方土木事務所	"	平成19年6月4日から 平成19年6月5日まで
行橋土木事務所	"	平成19年5月9日から 平成19年5月11日まで
前原土木事務所	"	平成19年6月12日から 平成19年6月13日まで
朝倉土木事務所	"	平成19年5月16日から 平成19年5月18日まで
八女土木事務所	"	平成19年5月16日から 平成19年5月18日まで
北九州土木事務所	"	平成19年5月23日から 平成19年5月25日まで
田川土木事務所	"	平成19年6月20日から 平成19年6月22日まで
飯塚土木事務所	"	平成19年6月13日から 平成19年6月15日まで
那珂土木事務所	"	平成19年5月23日から 平成19年5月25日まで
大牟田土木事務所	"	平成19年6月21日から 平成19年6月22日まで
豊前土木事務所	"	平成19年6月14日から 平成19年6月15日まで
宗像土木事務所	"	平成19年6月4日から 平成19年6月5日まで
藤波ダム建設事務所	"	平成19年6月12日
五ヶ山ダム建設事務所	"	平成19年5月30日
伊良原ダム建設事務所	"	平成19年5月31日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
苅田港務所	平成18年度	平成19年5月30日から 平成19年5月31日まで
流域下水道事務所	”	平成19年6月19日から 平成19年6月20日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に工事事務及び用地事務の執行状況、重要物品の管理及び使用状況並びに旅費、その他需用費の執行状況に主眼をおいた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 土木費負担金、土木使用料、土木手数料及び土木受託事業収入等の調定金額、調定期期及び収入状況
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
 - 債権管理状況
- (8) 工事
 - 事業計画、設計積算及び竣工検査等の状況
- (9) 用地
 - 設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

久留米土木事務所

- ・ 道路舗装工事の設計積算で、単価適用世代、設計表示単位及び区画線の長さを誤ったため、積算過大及び積算過小となっている。

行橋土木事務所

- ・ 事務引継ぎ等が的確でなかったため、国道占有使用料及び一般海域等占有使用料1,272,332円の収入手続きが遅延している。(4件)

八女土木事務所

- ・ 練石積工事の設計積算で、掘削土の数量を誤ったため、積算過小となっている。(1件)

飯塚土木事務所

- ・ 占有使用料の徴収事務の処理を誤った等のため、国道占有使用料及び河川堤防占有使用料1,771,900円の収入手続きが遅延している。(16件)
- ・ 河川工事の設計積算で、仮設道路にかかる土量の設計表示単位の誤り及び重建設機械の輸送費を計上しなかったため、積算過大及び積算過小となっている。(1件)
- ・ 河川工事の設計積算で、残土処理の数量及び単価適用世代を誤ったため、積算過大及び積算過小となっている。(1件)

那珂土木事務所

- ・ 建築物確認申請手数料等で166,800円の証紙に消印漏れがある。(6件)
- ・ 物件調査業務委託費の設計積算で、単価適用世代を誤ったため、積算過大となっている。(2件)

他は、おおむね適正に執行されていると認められる。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第350号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）」について、平成19年8月9日から同年9月7日までの間、意見公募手続を実施したところ意見は提出されなかったが、規則中表現等を一部整理・訂正したので、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成19年10月5日

福岡県公安委員会

1 表現の整理を行った部分

	福岡県道路交通法施行細則改正試案	表現整理後
上肢機能	1級および2級（一上肢のみに運動機能がある場合を除く。）	1級および2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
下肢機能	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能がある場合を除く。）	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）

2 用語を訂正した部分

福岡県道路交通法施行細則改正試案	訂正後
「当該標章を警察署長に」	「当該許可証を警察署長に」

3 その他

規則中の文書の整理を行った。

4 規則の公布日

平成19年9月21日

5 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置く。

雑 報

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学平成18年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成19年10月5日

公立大学法人九州歯科大学

理事長 福田 仁一

貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位：千円)

資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地		801,963	
建物	146,622		
減価償却累計額	▲ 46,629		99,992
構築物	10,220		
減価償却累計額	▲ 602		9,618
工具器具備品	821,635		
減価償却累計額	▲ 94,404		727,230
医療用工具器具備品	19,894		
減価償却累計額	▲ 4,404		15,490
図書		209,184	
美術品		22,761	
有形固定資産合計		1,886,242	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		8,604	
電話加入権		75	
無形固定資産合計		8,679	
固定資産合計			1,894,921
II 流動資産			
現金及び預金		598,220	
未収学生納付金収入	2,196		
徴収不能引当金	▲ 1,384		812
未収附属病院収入	117,111		
徴収不能引当金	▲ 7,986		109,125
その他の未収入金		82,685	
たな卸資産		681	
医薬品及び診療材料		18,402	
立替金		22	
流動資産合計		809,950	
資産合計			2,704,872

負債の部		
I 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	23,820	
資産見返補助金等	592,294	
資産見返寄附金	35,573	
資産見返物品受贈額	906,380	
長期リース債務	49,469	
固定負債合計		955,850
II 流動負債		
運営費交付金債務	11,316	
授業料債務	2,138	
寄附金債務	13,651	
前受受託研究費	3,327	
未払金	625,061	
未払消費税等	4,184	
預り金	25,629	
リース債務	36,586	
流動負債合計		721,896
負債合計		1,677,746
資本の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金	947,955	
資本金合計		947,955
II 資本剰余金		
資本剰余金	59,509	
損益外減価償却累計額 (▲)	▲ 46,612	
資本剰余金合計		12,897
III 利益剰余金		
当期未処分利益	66,272	
(うち当期総利益)	(66,272)	
利益剰余金合計		66,272
資本合計		1,027,125
負債資本合計		2,704,872

損益計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：千円)

経常費用		
業務費		
教育経費	230,907	
研究経費	198,279	
診療経費	545,688	
教育研究支援経費	42,419	
受託研究費	2,316	
役員人件費	45,172	
教員人件費	1,210,368	
職員人件費	<u>702,758</u>	
一般管理費	2,977,909	
財務費用	216,989	
支払利息	3,155	
経常費用合計	<u>3,155</u>	<u>3,198,054</u>
経常収益		
運営費交付金収益	1,528,884	
授業料収益	330,434	
入学金収益	57,604	
検定料収益	11,883	
附属病院収益	980,164	
受託研究等収益	3,388	
受託事業等収益	1,000	
補助金等収益	252,471	
寄附金収益	15,867	
資産見返負債償戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	364	
資産見返補助金等戻入	12,753	
資産見返寄附金戻入	1,280	
資産見返物品受贈額戻入	<u>49,360</u>	63,758
財務収益		
受取利息	252	
その他の財務収益	28	
雑益		281
財産貸付料収益	8,050	
手数料収益	399	
科学研究費間接経費収入	5,460	
その他の雑益	<u>4,145</u>	<u>18,055</u>
経常収益合計		<u>3,263,792</u>
経常利益		65,737
臨時損失		
承継物品費・消耗品費等	120,612	
その他の臨時損失	<u>5,027</u>	<u>125,639</u>
臨時利益		
物品受贈益	120,612	
債権受贈益	<u>5,562</u>	<u>126,174</u>
当期純利益		<u>66,272</u>
当期総利益		<u>66,272</u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 663,702
	人件費支出	▲ 1,850,240
	その他の業務支出	▲ 213,993
	運営費交付金収入	1,540,201
	授業料収入	349,649
	入学金収入	57,604
	検定料収入	11,883
	附属病院収入	926,730
	受託研究等収入	6,716
	補助金等収入	179,370
	寄附金収入	29,519
	その他の収入	17,806
	預り科学研究費補助金等の純増減額	6,828
	小計	<u>398,372</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>398,372</u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	▲ 361,119
	施設費による収入	597,145
	小計	<u>236,026</u>
	利息及び配当金の受取額	252
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>236,279</u>
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	▲ 33,501
	小計	<u>▲ 33,501</u>
	利息の支払額	▲ 2,929
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲ 36,430</u>
IV	資金に係る換算差額	—
V	資金増加額	598,220
VI	資金期首残高	—
VII	資金期末残高	<u>598,220</u>

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期末処分利益	66,272,724
当期総利益	66,272,724
II 利益処分額	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額	
教育、研究及び診療の質の向上並びに 組織運営の改善目的積立金	66,272,724
	<u>66,272,724</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：千円)

I	業務費用		
(1)	損益計算上の費用		
	業務費	2,977,909	
	一般管理費	216,989	
	財務費用	3,155	
	臨時損失	<u>125,639</u>	3,323,692
(2)	(控除) 自己収入等		
	授業料収益	▲ 330,434	
	入学金収益	▲ 57,604	
	検定料収益	▲ 11,883	
	附属病院収益	▲ 980,164	
	受託研究等収益	▲ 3,388	
	受託事業等収益	▲ 1,000	
	寄附金収益	▲ 15,867	
	資産見返寄附金戻入	▲ 1,280	
	財務収益	▲ 281	
	雑益	▲ 12,595	▲ 1,414,496
	業務費用合計		<u>1,909,196</u>
II	損益外減価償却相当額	46,612	
III	引当外退職給付増加見積額	▲ 5,480	
IV	機会費用		
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額		
	された使用料による貸借取引の機会費用	1,226,971	
	地方公共団体出資の機会費用	<u>15,854</u>	1,242,825
V	(控除) 設立団体納付額		<u>0</u>
VI	行政サービス実施コスト		<u>3,193,153</u>

注 記 事 項

I 重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
原則として、期間進行基準を採用しております。
なお、退職一時金及び個人業績評価加算、特別交付金のうちの特別経費については費用進行基準を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
(1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、福岡県から承継した固定資産については見積耐用年数としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1～15年
構築物	14～19年
工具器具備品	1～15年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- 3 引当金の計上基準
(1) 徴収不能引当金の計上基準
債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
- 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法
(1) たな卸資産（貯蔵品） 評価基準：低価格法 評価方法：最終仕入原価法
(2) 医薬品及び診療材料 評価基準：低価格法 評価方法：最終仕入原価法
- 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
福岡県行政財産使用料条例を参考に計算しております。
(2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付政府保証債の平成19年3月末利回りを参考に、1.65%で計算しております。

6 リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

8 その他
利益処分に関する書類（案）を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示しています。

II 「貸借対照表」注記

退職給付引当金の見積額
運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は1,677,502千円です。

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

平成19年3月31日
現金及び預金 598,220千円

2 重要な非資金取引の内容

- (1) 当期に福岡県からの現物出資の受入により取得した資産の額は947,955千円です。
また、当期に県からの譲与により取得した資産の額は304,052千円、管理物品費及び消耗品費の額は120,612千円です。
- (2) 当期に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は122,643千円、債務の額は86,056千円です。
- (3) 当期に受け入れた現物寄附の額は、36,853千円です。

IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

(1) 引当金退職給付増見積額の中には、福岡県からの派遣職員に係るものも含まれております。

(2) 機費の内訳
設立団体に係る額 1,242,825円

V 重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

VI 重要な後発事象

該当する事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期未償 高	摘要
					減価償却累計額	当期償却額		
有形固定資産 (特定償却資産)								
建物	145,992	-	-	145,992	46,612	46,612	99,379	
構築物	-	-	-	-	-	-	-	
工具器具備品	-	-	-	-	-	-	-	
医療用工具器具備品	-	-	-	-	-	-	-	
図書	-	-	-	-	-	-	-	
計	145,992	-	-	145,992	46,612	46,612	99,379	
建物	-	630	-	630	17	17	612	注) 1、2
構築物	-	10,220	-	10,220	602	602	9,618	注) 2
工具器具備品	-	821,635	-	821,635	94,404	94,404	727,230	
医療用工具器具備品	-	19,894	-	19,894	4,404	4,404	15,490	
図書	-	209,184	-	209,184	-	-	209,184	
計	-	1,061,565	-	1,061,565	99,428	99,428	962,137	
土地	801,963	-	-	801,963	-	-	801,963	注) 1
美術品	-	22,761	-	22,761	-	-	22,761	注) 2
計	801,963	22,761	-	824,725	-	-	824,725	
土地	801,963	-	-	801,963	-	-	801,963	
建物	145,992	630	-	146,622	46,629	46,629	99,992	
構築物	-	10,220	-	10,220	602	602	9,618	
工具器具備品	-	821,635	-	821,635	94,404	94,404	727,230	
医療用工具器具備品	-	19,894	-	19,894	4,404	4,404	15,490	
図書	-	209,184	-	209,184	-	-	209,184	
美術品	-	22,761	-	22,761	-	-	22,761	
計	947,955	1,084,327	-	2,032,282	146,040	146,040	1,886,242	
ソフトウエア	-	10,755	-	10,755	2,151	2,151	8,604	注) 2
電話加入権	-	75	-	75	-	-	75	注) 2
計	-	10,830	-	10,830	2,151	2,151	8,679	
有形固定資産合計								
無形固定資産 (償却費損益内)								
設立団体 (福岡県) からの無償譲与 有形固定資産								
構築物		10,220 千円						
工具器具備品		70,666 千円						
医療用工具器具備品		18,650 千円						
図書		193,758 千円						
無形固定資産								
ソフトウエア		10,755 千円						
電話加入権		75 千円						
九州歯科大学同窓会からの現物寄附 美術品		22,761 千円						
設立団体 (福岡県) から承継したファイナンス・リース取引 有形固定資産								
工具器具備品		122,643 千円						

注) 1 期首残高は、現物出資によるものです。

注) 2 当期増加額のうち、特殊な理由によるものは次のとおりです。

設立団体 (福岡県) からの無償譲与 有形固定資産	
構築物	10,220 千円
工具器具備品	70,666 千円
医療用工具器具備品	18,650 千円
図書	193,758 千円
無形固定資産	
ソフトウエア	10,755 千円
電話加入権	75 千円
九州歯科大学同窓会からの現物寄附 美術品	22,761 千円
設立団体 (福岡県) から承継したファイナンス・リース取引 有形固定資産	
工具器具備品	122,643 千円

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
たな卸資産	-	1,120	87	525	-	681	(注) 1
医薬品及び診 療 材 料	-	231,798	-	213,396	-	18,402	
計	-	232,918	87	213,921	-	19,084	

注) 1 当期増加額のうち、設立団体(福岡県)からの無償譲与によるものです。

- (3) 有価証券の明細
 (3) -1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

- (3) -2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

- (4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

- (5) 長期借入金金の明細

該当事項はありません。

- (6) 引当金の明細
 (6) -1 引当金の明細

徴収不能引当金以外の該当事項はありません。

- (6) -2 徴収不能引当金の明細

(単位：千円)

区 分	貸付金等の残高		徴収不能引当金の残高		摘要	
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高		当期増減額
未収学生納付金収入	-	2,196	2,196	-	1,384	1,384
未収附属病院収入	-	117,111	117,111	-	7,986	7,986
計	-	119,308	119,308	-	9,371	9,371

注) 1, 2

注)1 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額をもつて徴収不能引当金を計上しております。

注)2 当期増減額には、次のとおり設立団体（福岡県）からの無償譲与が含まれております。
 未収学生納付金収入： 貸付金等の残高 1,384千円 未収附属病院収入： 貸付金等の残高 4,177千円
 徴収不能引当金の残高 1,384千円 徴収不能引当金の残高 4,177千円

- (6) -3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

- (7) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(8) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	947,955	-	-	947,955	注) 1
	947,955	-	-	947,955	
資本剰余金					
無償譲与	-	59,509	-	59,509	注) 2
計	-	59,509	-	59,509	
損益外減価償却累計額	-	-	46,612	▲ 46,612	
差引計	-	59,509	46,612	12,897	

注) 1 設立団体 (福岡県) からの理物出資によるものです。
 注) 2 設立団体 (福岡県) からの無償譲与によるものです。

(9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
 (9)-1 積立金の明細

該当事項はありません。

(9)-2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(10)-1 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交当期交付額	金交付額	当期振替額			期末残高
				運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	
平成18年度	-	1,540,201	-	1,528,884	-	-	1,528,884
合計	-	1,540,201	-	1,528,884	-	-	1,528,884

(10)-2 運営費交付金収益

(単位：千円)

業務等区分	18年度交付分	合計
期間進行基準によるもの	1,418,344	1,418,344
費用進行基準によるもの	110,540	110,540
合計	1,528,884	1,528,884

- (11) 地方公共団体等からの財源措置の明細
 (11)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

(11)-2 補助金等の明細

(単位：千円)

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産戻 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
福岡県施設整備費補助金	784,419	-	605,048	-	-	179,371	
臨床研修費補助金	73,100	-	-	-	-	73,100	
合計	857,519	-	605,048	-	-	252,471	

(12) 役員及び職員への給与の明細

(単位：千円、人)

区分	報酬又は給与		退職給付	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	44,437	4	-
	非常勤	735	2	-
	計	45,172	6	-
教職員	常勤	1,641,382	225	68,870
	非常勤	202,872	130	-
	計	1,844,255	355	68,870
合計	常勤	1,685,819	229	68,870
	非常勤	203,607	132	-
	計	1,889,427	361	68,870

(注)

- 役員に対する報酬は、公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程に基づき算出されます。
- 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人九州歯科大学職員給与規程、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程及び公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程に基づき算出されます。なお、退職手当は給料月額に勤続期間を勘案して算出されます。
- 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人数を記載しております。また、退職給付には総支給人数を記載しております。
- 報酬又は給与欄には法定福利費(195,554千円)が含まれております。

(13) 開示すべきセグメント情報

区分	附属病院	その他	小計	消去又は法人共通	(単位：千円)
					合計
業務費用					
業務費	1,013,632	1,964,277	2,977,909	-	2,977,909
教育経費	-	230,907	230,907	-	230,907
研究経費	-	198,279	198,279	-	198,279
診療経費	545,688	-	545,688	-	545,688
教育研究支援経費	-	42,419	42,419	-	42,419
受託研究費	818	1,498	2,316	-	2,316
人件費	467,126	1,491,172	1,958,298	-	1,958,298
一般管理費	-	216,989	216,989	-	216,989
財務費用	722	2,433	3,155	-	3,155
小計	1,014,355	2,183,699	3,198,054	-	3,198,054
業務収益					
運営費交付金収益	467,126	1,061,757	1,528,884	-	1,528,884
学生納付金収益	-	399,921	399,921	-	399,921
附属病院収益	980,164	-	980,164	-	980,164
受託研究等収益	818	2,570	3,388	-	3,388
受託事業等収益	1,000	-	1,000	-	1,000
補助金等収益	73,100	179,370	252,471	-	252,471
寄附金収益	-	15,867	15,867	-	15,867
資産見返負債戻入	13,628	50,129	63,758	-	63,758
財務収益	32	248	281	-	281
雑益	1,450	16,605	18,055	-	18,055
小計	1,537,322	1,726,470	3,263,792	-	3,263,792
業務損益	522,966	▲ 457,228	65,737	-	65,737
帰属資産	230,913	1,875,737	2,106,651	598,220	2,704,872
うち固定資産	28,617	1,866,303	1,894,921	-	1,894,921

注) 1. セグメント区分は、人件費については定数の所属基準に基づき区分し、他は業務内容に応じて区分しております。

2. 帰属資産のうち、「消去又は法人共通」は、各セグメントに配賦しなかった資産であり、その内容は現金及び預金598,220千円です。

3. 各セグメント別の損益外減価償却相当額及び引当外退職給付増加見積額は次のとおりです。

区分	附属病院	その他	合計
損益外減価償却相当額	-	46,612	46,612
引当外退職給付増加見積額	11,849	▲ 17,330	▲ 5,480

(14) 業務費及び一般管理費の明細

教育経費			
消耗品費	50,835		
管理物品費	77,812		
印刷製本費	2,370		
水道光熱費	47,024		
旅費交通費	4,647		
賃借料	3,259		
諸会費	2,801		
報酬・委託・手数料	1,986		
奨学費	6,295		
その他の教育経費	5,588		
減価償却費	28,287		230,907
研究経費			
消耗品費	55,226		
管理物品費	40,410		
水道光熱費	18,234		
旅費交通費	16,496		
通信運搬費	1,486		
修繕費	1,309		
諸会費	1,783		
報酬・委託・手数料	25,404		
その他の研究経費	1,670		
減価償却費	36,258		198,279
診療経費			
材料費			
医薬品費	90,696		
診療材料費	122,700		
医療消耗器具備品費	2,300		
給食材料費	9,311	225,008	
委託費			
検査委託費	4,241		
医事委託費	32,019		
清掃委託費	8,064		
保守委託費	29,799		
その他の委託費	72,723	146,847	
設備関係費			
修繕費	14,459		
機器保守費	17,283		
その他の設備関係費	599		
減価償却費	29,429	61,771	
経費			
消耗品費	13,300		
管理物品費	2,011		
印刷製本費	2,879		
水道光熱費	83,134		
賃借料	1,790		
報酬・委託・手数料	2,225		
徴収不能引当金繰入額	4,344		
その他の経費	2,375	112,060	545,688
教育研究支援経費			
消耗品費	5,486		
管理物品費	13,711		
印刷製本費	1,099		
水道光熱費	5,758		
報酬・委託・手数料	10,887		
その他の研究経費	866		
減価償却費	4,608		42,419

(注) 細区分の経費金額が1,000千円以上のものについて経費名を表記し、同1,000千円未満の経費については、その合計額を「その他」区分に記載しております。

(単位：千円)

受託研究費			
報酬・委託・手数料	1,164		
その他の教育研究支援経費	1,151		2,316
役員人件費			
報酬	29,813		
賞与	11,790		
法定福利費	3,568		45,172
教員人件費			
常勤教員人件費	749,965		
給料	259,823		
賞与	68,870		
退職給付費用	121,750	1,200,410	
法定福利費			
非常勤教員人件費			
給料	9,957		1,210,368
職員人件費			
常勤職員給与	343,059		
給料	118,247		
賞与	48,535	509,843	
法定福利費			
非常勤職員給与			
給料	161,197		
賞与	10,017		
法定福利費	21,700	192,915	702,768
一般管理費			
消耗品費	20,482		
管理物品費	10,236		
水道光熱費	24,951		
旅費交通費	3,083		
通信運搬費	30,139		
賃借料	2,247		
福利厚生費	3,094		
保守費	48,413		
修繕費	19,598		
損害保険料	1,678		
諸会費	1,264		
報酬・委託・手数料	40,513		
租税公課	6,521		
その他の一般管理費	1,766		
減価償却費	2,996		216,989

(15) 寄附金の明細

(単位：千円)			
区分	当期受入	件数(件)	摘要
附属病院	-	-	
その他	66,373	53(注)	
合計	66,373	53	

(注) 当期受入は、現物寄附額36,853千円を含んでおります。

(16) 受託研究の明細

(単位：千円)				
区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
附属病院	-	3,690	818	2,872
その他	-	2,025	1,570	455
合計	-	5,715	2,388	3,327

(17) 共同研究の明細

(単位：千円)				
区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
附属病院	-	-	-	-
その他	-	1,000	1,000	-
合計	-	1,000	1,000	-

(18) 受託事業等の明細

区分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	(単位：千円)	
				期末残高	期首残高
附属病院	-	1,000	1,000	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	-	1,000	1,000	-	-

(19) 科学研究費補助金の明細

種目	当期受入	件数	摘要	(単位：千円)	
				当期受入	件数
基盤研究A	(7,200) 2,160	(1) 1		(1)	
科研費分担金・基盤研究A	(5,100) -	(3)		(3)	
基盤研究B	(19,600) 3,300	(4) 2		(4)	
基盤研究C	(22,000) -	(18)		(18)	
特別研究員奨励費	(900) -	(1)		(1)	
若手研究 (スタートアップ)	(2,760) -	(2)		(2)	
萌芽研究	(1,400) -	(2)		(2)	
若手研究B	(26,600) -	(19)		(19)	
長寿科学総合研究	(11,280) -	(2)		(2)	
合計	(96,840) 5,460	(52) 3		(52)	3

注) 上段 () 内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

(20) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額	摘要
現金	2,666	
普通預金	595,554	
合計	598,220	

②未払金

(単位：千円)

区分	金額	摘要
人件費	82,921	
固定資産	273,725	ファイナンス（3月計上分）を含む
その他	268,415	
合計	625,061	

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学平成18年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成19年10月5日

公立大学法人福岡女子大学
理事長 高 木 誠

貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額
資産の部	
I 固定資産	
1.有形固定資産	
土地	3,191,665
建物	1,652,272
減価償却累計額	<u>△ 98,603</u>
構築物	36,215
減価償却累計額	<u>△ 3,563</u>
工具器具備品	138,143
減価償却累計額	<u>△ 30,705</u>
図書	107,437
その他の有形固定資産	559,629
減価償却累計額	<u>942</u>
有形固定資産合計	5,445,994
2.無形固定資産	
ソフトウェア	8,604
その他の無形固定資産	<u>1,321</u>
無形固定資産合計	9,926
3.投資その他の資産	
その他の投資その他の資産	219
投資その他の資産合計	<u>219</u>
固定資産合計	<u>5,456,139</u>
II 流動資産	
現金及び預金	268,351
未収学生納付金収入	1,919
たな卸資産	561
前渡金	8
その他の未収入金	3,673
徴収不能引当金	<u>△ 1,014</u>
流動資産合計	<u>273,501</u>
資産合計	5,729,641
負債の部	
I 固定負債	
資産見返負債	
資産見返運営費交付金等	23,699
資産見返寄附金	2,834
資産見返物品受贈額	<u>622,015</u>
長期リース債務	648,549
固定負債合計	<u>36,991</u>
II 流動負債	
運営費交付金債務	685,541
寄附金債務	5,590
未払金	53,110
リース債務	152,982
未払消費税等	19,826
預り金	273
流動負債合計	<u>5,529</u>
負債合計	<u>237,313</u>
	922,855

貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額
資本の部	
Ⅰ 資本金	
地方公共団体出資金	
資本合計	<u>4,837,765</u>
Ⅱ 資本剰余金	4,837,765
資本剰余金	10,691
損益外減価償却累計額	<u>△ 97,943</u>
資本剰余金合計	△ 87,251
Ⅲ 利益剰余金	<u>56,272</u>
当期未処分利益	(56,272)
(うち当期総利益)	
利益剰余金合計	<u>56,272</u>
資本合計	<u>4,806,786</u>
負債資本合計	<u>5,729,641</u>

損益計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額
経常費用	
業務費	
教育経費	84,196
研究経費	59,784
教育研究支援経費	22,639
受託研究費	9,883
受託事業費	195
役員人件費	39,885
教員人件費	810,151
職員人件費	205,825
一般管理費	1,232,563
財務費用	77,002
支払利息	1,433
その他の財務費用	0
経常費用合計	1,434
経常収益	1,310,999
運営費交付金収益	773,403
授業料収益	441,104
入学金収益	80,894
検定料収益	16,539
受託研究等収益	10,800
受託事業等収益	195
寄附金収益	7,823
資産見返負債戻入	
資産見返運営費交付金等戻入	1,019
資産見返寄附金戻入	397
資産見返物品受贈額戻入	15,967
財務収益	17,384
受取利息	53
その他の財務収益	360
雑益	413
財産貸付料収益	6,387
手数料収益	352
間接経費収入	3,030
その他の雑益	5,548
経常収益合計	15,318
経常利益	1,363,875
臨時損失	52,875
その他の臨時損失	43,894
臨時利益	43,894
物品受贈益	43,591
その他の臨時利益	3,699
当期純利益	47,291
目的積立金取崩額	56,272
当期総利益	56,272

キャッシュ・フロー計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位:千円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 934,179
その他の業務支出	△ 182,591
運営費交付金収入	778,994
授業料収入	457,158
入学金収入	80,894
検定料収入	16,539
受託研究等収入	10,800
受託事業等収入	195
寄附金収入	63,608
その他の収入	15,693
預り金の増減	<u>5,529</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	312,641
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 26,477
無形固定資産の取得による支出	△ 1,249
投資その他の資産の取得による支出	<u>△ 219</u>
小計	△ 27,946
利息の受取額	<u>53</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,893
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	<u>△ 14,962</u>
小計	△ 14,962
利息の支払額	<u>△ 1,433</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,395
IV 資金換算差額	-
V 資金増加額	268,351
VI 資金期首残高	-
VII 資金期末残高	<u>268,351</u>

注記事項

(単位:千円)

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳	
現金及び預金勘定	268,351
資金期末残高	<u>268,351</u>
(2) 重要な非資金取引	
現物出資及び無償譲渡の受入による資産の取得	
(現物出資)	
有形固定資産	4,837,765
受入資産の取得合計	<u>4,837,765</u>
(地方公共団体無償譲渡)	
有形固定資産	637,626
無形固定資産	10,827
受入資産の取得合計	<u>648,454</u>
(合計)	
有形固定資産	5,475,392
無形固定資産	10,827
受入資産の取得合計	<u>5,486,219</u>
ファイナンス・リースによる資産の取得	
有形固定資産	71,780
受入資産の取得合計	<u>71,780</u>

利益の処分に関する書類

(単位:円)

勘定科目	金額
I 当期末処分利益	56,272,572
当期総利益	56,272,572
II 当期処分額	
積立金	1,346,426
地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の 長の承認を受けた額	
教育研究充実積立金	<u>54,926,146</u>
	<u>56,272,572</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額
I 業務費用	
(1) 損益計算書上の費用	
業務費	1,232,563
一般管理費	77,002
財務費用	1,434
臨時損失	<u>43,894</u>
	1,354,894
(2) (控除)自己収入等	
授業料収益	△ 441,104
入学科収益	△ 80,894
検定料収益	△ 16,539
受託研究等収益	△ 10,800
受託事業等収益	△ 195
寄附金収益	△ 7,823
資産見返運営費交付金等戻入	△ 1,019
資産見返寄附金戻入	△ 397
財務収益	△ 413
雑益	△ 15,318
臨時利益	<u>△ 5,279</u>
業務費用合計	<u>△ 579,785</u>
	775,109
II 損益外減価償却相当額	97,943
III 引当外退職給付増加見積額	△ 54,265
IV 機会費用	
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	-
地方公共団体出資の機会費用	79,101
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	-
	79,101
V (控除)設立団体納付額	-
VI 行政サービス実施コスト	<u>897,888</u>

注記

(重要な会計方針)

- 1 運営費交付金収益及び授業料収入の計上基準
期間進行基準を採用しております。
なお、退職一時金については、費用進行基準を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建築物	7～37年
構築物	5～25年
工具器具備品	1～10年
- 3 また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第84)の減価償却費相当額については、損益外減価償却費累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 3 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与にかかる引当金は計上しておりません。
 - (2) 退職給付にかかる引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付にかかる引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
 - (3) 徴収不能引当金
債権の貸倒れに備えるため、個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 4 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率は、10年利付国債の平成19年3月末利回りを参考に1.65%としております。
- 5 リース取引についての会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンスリース取引については、通常の売買取引にかか
る方法に準じた会計処理によっております。
- 6 消費税及び地方消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。
- 7 その他
利益の処分に關する書類を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示しております。

(貸借対照表関係)

退職給付引当金の見積額
運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、762,171千円です。

(行政サービス実施コスト計算書関係)

引当外退職給付増加見積額については、地方公共団体からの派遣職員に係る金額18,375千円を含みます。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					当期償却額	当期償却額		
		6,172	-	6,172	660	660	5,512	(注) 2
有形固定資産 (償却費損益内)		36,215	-	36,215	3,563	3,563	32,651	(注) 2
建物		127,743	-	127,743	30,705	30,705	97,037	(注) 2
構築物		1,186	-	1,186	244	244	942	(注) 2
工具器具備品		171,317	-	171,317	35,174	35,174	136,142	
その他の有形固定資産		-	-	-	-	-	-	
計	1,646,100	-	-	1,646,100	97,943	97,943	1,548,156	(注) 1
有形固定資産 (償却費損益外)	1,646,100	-	-	1,646,100	97,943	97,943	1,548,156	
非償却資産	3,191,665	-	-	3,191,665	-	-	3,191,665	(注) 1
土地		10,400	-	10,400	-	-	10,400	(注) 2
工具器具備品 (絵画)		559,629	-	559,629	-	-	559,629	(注) 2
図書		570,029	-	3,761,694	-	-	3,761,694	
計	3,191,665	-	-	3,191,665	-	-	3,191,665	
有形固定資産合計	4,837,765	741,346	-	5,579,112	133,118	133,118	5,445,994	
土地	3,191,665	-	-	3,191,665	-	-	3,191,665	
建物	1,646,100	6,172	-	1,652,272	98,603	98,603	1,553,668	
構築物		36,215	-	36,215	3,563	3,563	32,651	
工具器具備品		138,143	-	138,143	30,705	30,705	107,437	
図書		559,629	-	559,629	-	-	559,629	
その他の有形固定資産		1,186	-	1,186	244	244	942	
計	4,837,765	741,346	-	5,579,112	133,118	133,118	5,445,994	
ソフトウエア		10,755	-	10,755	2,151	2,151	8,604	(注) 2
その他の無形固定資産		1,321	-	1,321	-	-	1,321	(注) 2
計		12,077	-	12,077	2,151	2,151	9,926	
その他の投資その他の資産		219	-	219	-	-	219	
計		219	-	219	-	-	219	

(注) 1 期首残高は、現物出資によるものです。

(注) 2 当期増加額のうち、特殊な理由によるものは次のとおりです。

設立団体(福岡県)からの無償譲渡
有形固定資産

建物(建物附属設備) 4,650千円
構築物 33,285千円
工具器具備品 49,098千円
図書 549,405千円

その他の有形固定資産

1,186千円
ソフトウエア 10,755千円
その他の無形固定資産 72千円

設立団体(福岡県)から無償譲渡を受けたファイナンス・リース取引
有形固定資産

54,014千円

(2) たな卸資産の明細

種類	期首残高	当期増加額			当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他			
貯蔵品	-	1,137	-	575	-	561		
計	-	1,137	-	575	-	561		

(3) 有価証券の明細

(3)ー1 流動資産として計上された有価証券
該当事項はありません。

(3)ー2 投資その他の資産として計上された有価証券
該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

(6)ー1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金及び退職給付引当金以外の引当金はありません。

(6)ー2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:千円)

区 分	貸付金等の残高		貸倒引当金の残高		摘要
	期首残高	当期増減額	期首残高	当期増減額	
その他の未収 入金	-	3,673	-	1,014	1,014(注)
計	-	3,673	-	1,014	1,014

注) 個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額をもって引当金を計上しております。

(6)ー3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(8) 資本金及び資本剰余金の明細

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	4,837,765	-	-	4,837,765	注)1
	計	4,837,765	-	-	4,837,765	
資本剰余金	無償譲渡	-	10,472	-	10,472	注)2
	授業料	-	219	-	219	
	計	-	10,691	-	10,691	
損益外減価償却累計額	差引計	-	▲ 97,943	-	▲ 97,943	
	差引計	4,837,765	▲ 87,251	-	4,750,513	

注)1 設立団体(福岡県)からの現物出資によるものです。
注)2 設立団体(福岡県)からの無償譲渡によるものです。

(9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(9)-1 積立金の明細

該当事項はありません。

(9)-2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(10)-1 運営費交付金債務

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付 金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	
平成18年度	-	778,994	773,403	-	-	773,403
合計	-	778,994	773,403	-	-	773,403

(単位:千円)

(10)-2 運営費交付金収益

業務等区分	合計	
	18年度交付分	合計
期間進行基準によるもの	615,833	615,833
費用進行基準によるもの	157,569	157,569
合計	773,403	773,403

(単位:千円)

(11) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(11)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

(11)-2 補助金等の明細

該当事項はありません。

(12) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区分	報酬又は給与		退職給付	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常 勤	39,220	3	-
	非常勤	665	3	-
	計	39,885	6	-
教職員	常 勤	806,398	86	154,891
	非常勤	54,688	93	-
	計	861,086	179	154,891
合計	常 勤	845,618	89	154,891
	非常勤	55,353	96	-
	計	900,971	185	154,891

(注)

- 1 役員に対する報酬は、公立大学法人福岡女子大学役員報酬規程に基づき支給しております。
- 2 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人福岡女子大学職員給与規程、公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程、公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程、公立大学法人福岡女子大学非常勤職員等賃金規程に基づき支給しております。
- 3 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。また、退職給付には総支給人員数を記載しております。
- 4 報酬又は給与欄には法定福利費(90,727千円)が含まれております。

(13) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

(14) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

教育経費		
消耗品費	14,917	
備品費	4,626	
印刷製本費	3,097	
水道光熱費	17,685	
旅費交通費	6,073	
通信運搬費	551	
賃借料	919	
保守費	1,697	
修繕費	6,622	
広告宣伝費	1,120	
行事費	180	
諸会費	1,036	
会議費	22	
報酬・委託・手数料	5,786	
奨学費	7,265	
減価償却費	11,937	
雑費	<u>656</u>	84,196
研究経費		
消耗品費	17,751	
備品費	2,584	
印刷製本費	1,375	
水道光熱費	6,534	
旅費交通費	9,374	
通信運搬費	812	
賃借料	1,965	
保守費	236	
修繕費	449	
諸会費	1,293	
会議費	369	
報酬・委託・手数料	1,647	
減価償却費	10,214	
雑費	<u>5,175</u>	59,784
教育研究支援経費		
消耗品費	149	
備品費	233	
印刷製本費	14	
水道光熱費	3,446	
旅費交通費	197	
通信運搬費	86	
賃借料	162	
保守費	3,467	
修繕費	120	
諸会費	80	
報酬・委託・手数料	7,088	
減価償却費	4,492	
雑費	<u>3,100</u>	22,639
受託研究費		9,883
受託事業費		195

(14) 業務費及び一般管理費の明細

	(単位:千円)	
役員人件費		
報酬	31,603	
賞与	6,389	
法定福利費	<u>1,891</u>	39,885
教員人件費		
常勤教員人件費		
給料	400,718	
賞与	150,354	
退職給付費用	154,891	
法定福利費	<u>66,396</u>	772,361
非常勤教員人件費		
給料	<u>37,790</u>	810,151
職員人件費		
常勤職員人件費		
給料	124,216	
賞与	45,665	
法定福利費	<u>19,045</u>	188,928
非常勤職員人件費		
給料	13,503	
法定福利費	<u>3,393</u>	16,897
一般管理費		205,825
消耗品費	2,733	
備品費	678	
印刷製本費	231	
水道光熱費	5,138	
旅費交通費	2,220	
通信運搬費	1,804	
通借料	2,020	
福利厚生費	2,448	
保守費	3,517	
修繕費	6,514	
損害保険料	282	
広告宣伝費	42	
会議費	137	
報酬・委託・手数料	39,161	
租税公課	256	
減価償却費	7,216	
徴収不能引当金繰入額	1,014	
雑費	624	
諸会費	<u>955</u>	77,002

(15) 寄附金の明細

		(単位:千円)	
当期受入	件数(件)	摘要	
69,445 (8,512)	29 (-)	注)	

注) 当期受入は、設立団体(福岡県)から寄附金債務の承継額11,345千円(15件)を含んでおります。
()は現物寄附によるもので、内数として記載しております。

なお、件数については種類が多岐にわたり、かつ単位が一律ではないため、記載を省略しております。

(16) 受託研究の明細

			(単位:千円)
期首残高	当期受入額	受託研究等 収益	期末残高
-	7,800	7,800	-

(17) 共同研究の明細

			(単位:千円)
期首残高	当期受入額	受託研究等 収益	期末残高
-	3,000	3,000	-

(18) 受託事業等の明細

			(単位:千円)
期首残高	当期受入額	受託事業等 収益	期末残高
-	195	195	-

(19) 科学研究費補助金の明細

		(単位:千円)	
種目	当期受入	件数	摘要
基盤研究A	(5,300)	1	
	1,590		
基盤研究B	(6,900)	2	
	1,440		
基盤研究C	(4,000)	3	
	-		
若手研究B	(4,100)	4	
	-		
特別研究員奨励費	(1,100)	1	
	-		
厚生労働省	(800)	1	
	-		
日本学術振興会前渡資金	(696)	1	
	-		
合計	(22,896)	13	
	3,030		

注) 上段()内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

(20) 上記以外の主な資産、負債、費用及びひ収益の明細

(20)-1 現金及び預金

(単位:千円)

区分	金額	摘要
現金	49	
普通預金	268,302	
合計	268,351	

(20)-2 未払金

(単位:千円)

区分	金額	摘要
人件費	121,683	
固定資産	4,904	
その他	26,395	
合計	152,982	

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学平成18年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成19年10月5日

公立大学法人福岡県立大学
理事長 名和田 新

貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
I 固定資産	
1 有形固定資産	
土地	1,443,480
建物	7,086,740
減価償却累計額	△ 200,144
構築物	771,888
減価償却累計額	△ 47,517
工具器具備品	185,685
減価償却累計額	△ 54,531
医療用工具器具備品	41,961
減価償却累計額	△ 6,478
図書	35,482
有形固定資産合計	649,987
2 無形固定資産	9,871,071
ソフトウェア	5,997
電話加入権	1,468
無形固定資産合計	7,466
固定資産合計	9,878,537
II 流動資産	
現金及び預金	232,939
未収学生納付金収入	3,482
その他の未収入金	4,926
たな卸資産	2,009
前払費用	217
立替金	171
流動資産合計	243,746
資産合計	10,122,283

貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
I 固定負債	
資産見返負債	
資産見返運営費交付金等	67,948
資産見返寄附金	261
資産見返物品受贈額	1,501,555
長期リース債務	34,410
固定負債合計	1,535,966
II 流動負債	
運営費交付金債務	9,722
寄附金債務	360
預り金	7,794
未払金	181,547
リース債務	11,915
未払消費税等	395
流動負債合計	211,736
負債合計	1,747,702
資本の部	
I 資本金	
地方公共団体出資金	8,530,220
資本金合計	8,530,220
II 資本剰余金	
資本剰余金	1,468
損益外減価償却累計額 (▲)	△ 200,144
資本剰余金合計	△ 198,676
III 利益剰余金	
当期未処分利益	43,037
(うち当期総利益)	(43,037)
利益剰余金合計	43,037
資本合計	8,374,581
負債資本合計	10,122,283

損益計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
経常費用	
業務費	
教育経費	182,742
研究経費	103,299
教育研究支援経費	35,525
受託研究費	6,812
役員人件費	43,580
教員人件費	1,050,283
職員人件費	195,466
一般管理費	1,617,709
財務費用	228,409
支払利息	2,225
経常費用合計	2,225
	1,848,345
経常収益	
運営費交付金収益	1,096,142
授業料収益	495,111
入学金収益	116,378
検定料収益	26,299
受託研究等収益	
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	3,049
その他の団体からの受託研究等収益	4,103
寄附金収益	7,153
資産見返負債戻入	930
資産見返運営費交付金等戻入	560
資産見返寄附金戻入	1,837
資産見返物品受贈額戻入	105,358
財務収益	107,756
受取利息	204
その他の財務収益	447
雑益	652
財産貸付料収益	19,687
手数料収益	4,933
間接経費収入	1,650
その他の雑益	14,098
経常収益合計	40,369
	1,890,791
経常利益	42,446
臨時損失	
承継物品費・消耗品費等	285,639
臨時利益	
物品受贈益	285,639
その他の臨時利益	590
当期純利益	286,229
当期総利益	43,037
	43,037

キャッシュ・フロー計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：千円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 188,298
人件費支出	△ 1,239,648
その他の業務支出	△ 131,561
運営費交付金収入	1,105,865
授業料収入	549,153
入学金収入	116,378
検定料収入	26,299
受託研究等収入	6,020
寄附金収入	1,290
その他の収入	37,969
預り科学研究費補助金等の純増減額	5,222
小計	288,690
業務活動によるキャッシュ・フロー	288,690
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 47,148
小計	△ 47,148
利息及び配当金の受取額	204
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,943
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 6,929
小計	△ 6,929
利息の支払額	△ 1,877
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,807
IV 資金に係る換算差額	—
V 資金増加額	232,939
VI 資金期首残高	—
VII 資金期末残高	232,939

利益の処分に関する書類

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益 当期総利益	43,037,410
II 利益処分額 積立金 地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額 教育研究の質の向上並びに組織運営 の改善目的積立金	3,111,715
	39,925,695
	43,037,410

行政サービス実施コスト計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 業務費用	
(1) 損益計算書上の費用	
業務費	1,617,709
一般管理費	228,409
財務費用	2,225
臨時損失	285,639
	<u>2,133,984</u>
(2) (控除) 自己収入等	
授業料収益	△ 495,111
入学生料収益	△ 116,378
検定料収益	△ 26,299
受託研究等収益	△ 7,153
寄附金収益	△ 930
資産見返運営費交付金等戻入	△ 560
資産見返寄附金戻入	△ 1,837
財務収益	△ 652
雑益	△ 38,719
	<u>△ 687,640</u>
	1,446,343
II 損益外減価償却相当額	
	<u>200,144</u>
	200,144
III 引当外退職給付増加見積額	53,247
IV 機会費用	
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	9
地方公共団体出資の機会費用	139,109
	<u>139,109</u>
V (控除) 設立団体納付額	-
	<u>-</u>
VI 行政サービス実施コスト	<u><u>1,838,854</u></u>

注 記 事 項

I 重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益及び授業料収入の計上基準期間進行基準を採用しております。
なお、退職一時金及び特別交付金のうちの特別経費については、費用進行基準を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。
主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～44年
構築物	3～47年
工具器具備品	1～14年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 3 引当金の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
- 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産（貯蔵品） 評価基準：低価法
評価方法：最終仕入原価法
- 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
福岡県河川流水占有料等徴収条例を参考に計算しております。
 - (2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成19年3月末回りを参考に1.65%で計算しております。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

8 その他

利益の処分に関する書類を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示しております。

II 「貸借対照表」注記

退職給付引当金の見積額

運営交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、910,720千円です。

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

平成19年3月31日

現金及び預金

232,939千円

2 重要な非資金取引の内容

(1) 当期に福岡県からの現物出資の受入により取得した資産の額は、8,530,220千円です。また、当期に県からの譲与により取得した資産の額は、1,548,507千円、管理物品費及び消耗品の額は275,397千円です。

(2) 当期に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は54,217千円、債務の額は46,326千円です。

(3) 当期に受入れた現物寄附の額は、1,837千円です。

IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

(1) 引当外退職給付増加見積額については、福岡県からの派遣職員に係る金額13,521千円を含みます。

(2) 機会費用の内訳

設立団体に係る額 139,109千円

V 重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

VI 重要な後発事象

該当する事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細

(単位：千円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引当期末残高	摘要
建物	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	771,888	-	771,888	47,517	47,517	724,371	注) 2
工具器具備品	-	227,646	-	227,646	61,009	61,009	166,636	注) 2
図書	-	649,987	-	649,987	-	-	649,987	注) 2
車両運搬具	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	1,649,522	-	1,649,522	108,526	108,526	1,540,995	
建物	7,086,740	-	-	7,086,740	200,144	200,144	6,886,595	注) 1
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-
計	7,086,740	-	-	7,086,740	200,144	200,144	6,886,595	
土地	1,443,480	-	-	1,443,480	-	-	1,443,480	注) 1
美術品・收藏品	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,443,480	-	-	1,443,480	-	-	1,443,480	
土地	1,443,480	-	-	1,443,480	-	-	1,443,480	
建物	7,086,740	-	-	7,086,740	200,144	200,144	6,886,595	
構築物	-	771,888	-	771,888	47,517	47,517	724,371	
工具器具備品	-	227,646	-	227,646	61,009	61,009	166,636	
図書	-	649,987	-	649,987	-	-	649,987	
美術品・收藏品	-	-	-	-	-	-	-	
車両運搬具	-	-	-	-	-	-	-	
計	8,530,220	1,649,522	-	10,179,742	308,671	308,671	9,871,071	
ソフトウエア	-	14,007	8,010	5,997	-	-	5,997	注) 2
電話加入権	-	1,468	-	1,468	-	-	1,468	注) 2
計	-	15,476	8,010	7,466	-	-	7,466	
長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	
有形固定資産合計								
無形固定資産 (償却費損益内)								
投資その他の資産								

注) 1 期首残高は、現物出資によるものです。

注) 2 当期増加額のうち、特殊な理由によるものは次のとおりです。

設立団体（福岡県）からの無償譲与

有形固定資産 構築物 771,888千円

工具器具備品 144,409千円

図書 608,398千円

無形固定資産

ソフトウエア

14,007千円

電話加入権

1,468千円

設立団体（福岡県）から承継したファイナンス・リース取引

有形固定資産 工具器具備品

10,728千円

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 造・振替	製 その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	-	2,403	-	393	-	2,009	注) 1
計	-	2,403	-	393	-	2,009	

注) 1 当期増加額のうち、設立団体（福岡県）からの無償譲与によるものです。

- (3) 有価証券の明細
(3) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

- (3) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

- (4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

- (5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

- (6) 引当金の明細
(6) - 1 引当金の明細

該当事項はありません。

- (6) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

該当事項はありません。

- (6) - 3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

- (7) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(8) 資本金及び資本剰余金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	設立団体(福岡県) 出資金	8,530,220	-	-	8,530,220(注)1
	計	8,530,220	-	-	8,530,220
資本剰余金	資本剰余金	-	-	-	-
	無償譲与	-	1,468	-	1,468(注)2
	計	-	1,468	-	1,468
	損益外減価償却 累計	-	200,144	-	200,144
差引計	-	▲ 198,676	-	▲ 198,676	

注) 1 設立団体(福岡県)からの現物出資によるものです。
 注) 2 設立団体(福岡県)からの無償譲与によるものです。

(9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(9)-1 積立金の明細

該当事項はありません。

(9)-2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(10)-1 運営費交付金債務

交付年度	期首残高	交付金 当 期	金 額 付 付	当期振替額			期末残高
				金 額 収 入	金 額 支 出	金 額 差 引	
平成18年度	-	1,105,865	1,096,142	-	-	1,096,142	9,722
合計	-	1,105,865	1,096,142	-	-	1,096,142	9,722

(10)-2 運営費交付金収益

業務等区分	18年度交付分		合計
	18年度	交付分	
期間進行基準によるもの	924,114	924,114	
費用進行基準によるもの	172,028	172,028	
合計	1,096,142	1,096,142	

(11) 地方公共団体等からの財源措置の明細
(11)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

(11)-2 補助金等の明細

該当事項はありません。

(12) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区分	報酬又は給与		退職給付	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	42,907	3	-
	非常勤	673	4	-
	計	43,580	7	-
教職員	常勤	1,161,953	130	56,180
	非常勤	27,616	31	-
	計	1,189,569	161	56,180
合計	常勤	1,204,860	133	56,180
	非常勤	28,289	35	-
	計	1,233,149	168	56,180

(注)

1. 役員に対する報酬は、公立大学法人福岡県立大学役員報酬規程に基づき算出されます。
2. 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人福岡県立大学職員賃金規程及び公立大学福岡県立大学法人非常勤職員賃金規程に基づき算出されます。なお、退職手当は給料月額に勤続期間を勘案して算出されます。
3. 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人数を記載しております。また、退職給付には総支給人数を記載しております。
4. 報酬又は給与欄には法定福利費(132,244千円)が含まれております。

(13) 業務費及び一般管理費の明細

教育	34,253	受託事務費	-
消耗品費	19,433	消耗品費	-
印刷製本費	12,238	印刷製本費	-
水道光熱費	14,763	水道光熱費	-
旅費交通費	13,188	旅費交通費	-
賃借料	1,284	賃借料	-
修繕費	1,576	修繕費	-
保守費	5,079	報酬・委託・手数料	-
損害保険料	5	図書費	33,477
広告費	2,501	支払リース料	7,661
行諸費	1,039	雑費	2,441
諸会費	266		
会議費	4		
報酬・委託・手数料	15,402	役員人件費	-
印刷製本費	10,983	報酬	33,477
減価償却費	40,912	法定福利費	7,661
徴収不能引当金繰入額	-		-
支払リース料	-		-
交際費	-		-
徴収不能	-		-
租税公課	318		-
雑費	9,490		-
工事費	182,742		-
研究	42,121	教員人件費	632,152
消耗品費	1,730	常勤職員人件費	231,629
印刷製本費	5,833	賞与	56,180
水道光熱費	3,555	退職給付費用	110,595
旅費交通費	15,797	法定福利費	1,030,558
通信費	2,507	非常勤教員人件費	19,581
保守費	788	給与	-
修繕費	979	法定福利費	144
損害保険料	3		19,725
広告費	-		1,050,283
行諸費	236		
会議費	2,970		
報酬・委託・手数料	9,747		
報償費	1		
減価償却費	15,394		
図書費	-		
支払リース料	-		
雑費	-		
工事費	1,630		7,890
教育研究	103,299	一般管理費	195,466
支援助経費	-	消耗品費	10,686
消耗品費	717	印刷製本費	1,770
印刷製本費	-	水道光熱費	261
水道光熱費	4,021	旅費交通費	12,725
旅費交通費	191	通信費	2,679
通信費	46	賃借料	3,292
賃借料	1,630	修繕費	26,008
保守費	2,297	車両燃料費	4
修繕費	741	福利厚生費	-
諸会費	79	保守費	46,641
会議費	1	修繕費	17,764
報酬・委託・手数料	20,868	損害保険料	860
印刷製本費	4,930	広告費	-
減価償却費	-	行諸費	-
図書費	-	会議費等	44
雑費	-	報酬・委託・手数料	46,792
工事費	35,525	租税公課	395
研究	3,078	減価償却費	55,298
消耗品費	607	雑費	165
印刷製本費	305	諸会費	1,905
旅費交通費	238	報償費	96
賃借料	81	図書費	1,014
修繕費	-	雑費	228,409
諸会費	-	工事費	
会議費	13		
報酬・委託・手数料	2,487		
報償費	-		
減価償却費	-		
図書費	-		
雑費	-		
工事費	6,812		

受託事務費	-	受託事務費	-
消耗品費	-	消耗品費	-
印刷製本費	-	印刷製本費	-
水道光熱費	-	水道光熱費	-
旅費交通費	-	旅費交通費	-
通信費	-	通信費	-
賃借料	-	賃借料	-
修繕費	-	修繕費	-
保守費	-	報酬・委託・手数料	-
損害保険料	-	図書費	33,477
広告費	-	支払リース料	7,661
行諸費	-	雑費	2,441
諸会費	-		
会議費	-		
報酬・委託・手数料	-	役員人件費	-
印刷製本費	-	報酬	33,477
減価償却費	-	法定福利費	7,661
徴収不能引当金繰入額	-		-
支払リース料	-		-
交際費	-		-
徴収不能	-		-
租税公課	318		-
雑費	9,490		-
工事費	182,742		-
研究	42,121	教員人件費	632,152
消耗品費	1,730	常勤職員人件費	231,629
印刷製本費	5,833	賞与	56,180
水道光熱費	3,555	退職給付費用	110,595
旅費交通費	15,797	法定福利費	1,030,558
通信費	2,507	非常勤教員人件費	19,581
保守費	788	給与	-
修繕費	979	法定福利費	144
損害保険料	3		19,725
広告費	-		1,050,283
行諸費	236		
会議費	2,970		
報酬・委託・手数料	9,747		
報償費	1		
減価償却費	15,394		
図書費	-		
支払リース料	-		
雑費	-		7,890
工事費	1,630		195,466
教育研究	103,299	一般管理費	195,466
支援助経費	-	消耗品費	10,686
消耗品費	717	印刷製本費	1,770
印刷製本費	-	水道光熱費	261
水道光熱費	4,021	旅費交通費	12,725
旅費交通費	191	通信費	2,679
通信費	46	賃借料	3,292
賃借料	1,630	修繕費	26,008
保守費	2,297	車両燃料費	4
修繕費	741	福利厚生費	-
諸会費	79	保守費	46,641
会議費	1	修繕費	17,764
報酬・委託・手数料	20,868	損害保険料	860
印刷製本費	4,930	広告費	-
減価償却費	-	行諸費	-
図書費	-	会議費等	44
雑費	-	報酬・委託・手数料	46,792
工事費	35,525	租税公課	395
研究	3,078	減価償却費	55,298
消耗品費	607	雑費	165
印刷製本費	305	諸会費	1,905
旅費交通費	238	報償費	96
賃借料	81	図書費	1,014
修繕費	-	雑費	228,409
諸会費	-	工事費	
会議費	13		
報酬・委託・手数料	2,487		
報償費	-		
減価償却費	-		
図書費	-		
雑費	-		
工事費	6,812		

(14) 寄附金の明細

区分	当期受入	件数 (件)	摘要
	1,290	2	
合計	1,290	2	

(単位：千円)

(15) 受託研究の明細

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
	-	7,153	7,153	-
合計	-	7,153	7,153	-

(単位：千円)

(16) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(17) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

(18) 科学研究費補助金の明細

種目	当期受入	件数	摘要
基礎研究 B	(5,512) (1,650)	2	
基礎研究 C	(16,500) 0	12	
若手研究 B	(8,700) 0	9	
厚生労働省	(3,000) 0	1	
合計	(33,712) (1,650)	24	

(単位：千円)

注) 上段 () 内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

(19) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①現金及び預金

(単位：千円)		
区分	金額	摘要
現金	520	
普通預金	206,523	
その他の預金	25,895	
合計	232,939	

②資産見返物品受贈額の明細

(単位：千円)		
区分	金額	摘要
構築物に係る分	724,371	
工具器具備品に係る分	94,577	
図書に係る分	608,398	
ソフトウェアに係る分	5,997	
合計	1,433,344	

③未払金

(単位：千円)		
区分	金額	摘要
人件費	47,733	
固定資産	20,688	
その他の	113,125	
合計	181,547	

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第19号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年9月21日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号ア中「又は消火活動」を「消火活動又は災害応急対策」に改め、同号工(ウ)中「廃棄物の収集」を「一般廃棄物の収集」に改め、同号工(エ)を次のように改める。

(エ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づく郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電報の配達のために使用中の車両

第4条第1項第2号エに次のように加える。

(カ) 電信、電話、電気、水道又はガスの緊急工事のために使用中の自動車

(キ) 道路及び道路付属物並びに信号機、パーキング・メーター及び道路標識等の交通安全施設の設置又は維持管理のために使用中の車両

(ク) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲のために使用中の車両

第4条第1項第2号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 令第14条の2に規定する自動車で、当該用務に使用中のもの

第4条第1項第3号に次のように加える。

ク 次に掲げる者が、現に使用中の車両で、かつ、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章（様式第3号の2又は様式第3号の3。他の都道府県公安委員会の交付に係るもののうち、次の各号のいずれかに該当するものを含む。）を掲出しているもの（ケ）にあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に

限る。）

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行困難なもの

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級、2級及び3級の1
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行困難なもの

障 害 の 区 分	重 度 障 害 の 程 度
-----------	---------------

視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- (ウ) 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの
- (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (オ) 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者のうち、色素性乾皮症（児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年2月厚生労働省告示第184号）第8表に規定する色素性乾皮症をいう。）の認定を受けているもの
- 第4条第1項第3号キを削り、同号力中「駐車可の標章」を「駐車禁止除外指定車の標章」に改め、同号力(ア)中「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、同号力(ウ)中「廃棄物の収集」を「一般廃棄物の収集」に改め、同号力(キ)を(ケ)とし、同号力(カ)中「パーキングメーター」を「パーキング・メーター」に改め、同(カ)を同号力(キ)とし、同号力(オ)中「緊急工事に」を「緊急工事のために」に改め、同(オ)を同号力(カ)とし、同号力中(ニ)を(オ)とし、(キ)の次に次のように加える。
- (ク) 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲のために使用中の車両
- 第4条第1項第3号力(ウ)の次に次のように加える。

(ニ) 専ら郵便法に基づく郵便物の集配又は電気通信事業法に基づく電報の配達のために使用中の車両

第4条第1項第3号力に次のように加える。

- (コ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受けた車両で、歩行困難な者の輸送のために使用中のもの
- (ク) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく児童の安全の確認若しくは一時保護又は立入り、調査若しくは質問を行うために使用中の車両で、緊急やむを得ない理由があるもの

第4条第1項第3号中力をキとし、オを力とし、エの次に次のように加える。

オ 令第14条の2に規定する自動車で、当該用務に使用中のもの

第4条第1項第3号中エを削り、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 災害救助、人命救助、水防活動、消火活動又は災害応急対策のために使用中の車両

第4条第1項第4号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第2号及び第3号に規定する標章の交付を受けようとする者（第3号クに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては、公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）のうち、同項第2号オ並びに第3号力及びキに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を、同項第3号クに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては当該標章の交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長を經由して標章交付申請書（様式第4号）により公安委員会に申請しなければならない。

第4条第3項中「標章の交付を受けた車両の運転者」を「標章の交付を受けた者」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「標章は、他人に譲渡若しくは貸与し、又は」を「標章は、」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（第1項第3号クに規定する標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸

与する場合を除く。)

第4条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第2号才並びに第3号力及びキに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面又はその写し

ア 当該車両に係る自動車検査証

イ 当該車両が第1項第2号才又は第3号力若しくはキに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

(2) 第1項第3号クに掲げる者に係る標章 次に掲げる書面又はその写し

ア 標章の交付を受けようとする者が、第1項第3号クに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者にあつては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する登録証明書)

4 公安委員会は、第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るものが第1項第2号才若しくは第3号キに掲げる車両又は同号クに掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

第4条に次の1項を加える。

7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章(第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第6条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「第4条第3項及び

第4項」を「第4条第5項、第6項及び第7項(第3号を除く。)」に、「公安委員会」とあるのは「警察署長」とを、「同条第5項第3号中「第1項第3号クに規定する標章」とあるのは「当該標章」と、同条第6項中「公安委員会」とあるのは「警察署長」と、同条第7項中「当該標章(第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章)を公安委員会に」とあるのは「当該標章を警察署長に」と、同項第4号中「公安委員会」とあるのは「警察署長」とに改める。

第7条を次のとおり改める。

(警察署長の行う駐車の許可)

第7条 法第45条第1項ただし書の規定により警察署長が行う駐車の許可は、次の各号のいずれにも該当するときに限るものとする。

(1) 許可を受けようとする駐車時間が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車場の場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(法第45条第1項各号に掲げる場所(放置車両となる場合に限る。)及び法第45条第2項に規定する場所を除く。)であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車場の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 前3号のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車場の

所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。

ア 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ アの車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

2 法第49条の2第5項の規定により警察署長が行う駐車の許可は、当該車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

(1) 許可を受けようとする駐車時間については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたものでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 前3号のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。

ア 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつて

は、当該用務先の直近

イ アの車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3 前2項の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第6号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2) 当該許可を受けようとする駐車の場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該許可を受けようとする駐車の場所に印を付したのもの）

(3) 複数の場所に連続して駐車する場合にあつては、当該場所の一覧表

(4) 前3号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面

5 第1項及び第2項の許可は、駐車許可証（様式第7号）を交付して行うものとする。

6 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

7 第5項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者の守るべき事項及び許可証の返納については、第4条第5項、第6項及び第7項（第3号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定により標章」とあるのは「第5項の規定により許可証」と、同項第2号中「標章は」とあるのは「許可証は」と、同項第3号中「標章を」とあるのは「許可証を」と、「貸与しないこと（第1項第3号クに規定する標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸与する場合を除く。）」とあるのは「貸与しないこと」と、同項第4号中「標章は」とあるのは「許可証は」と、同条第6項中「公安委員会は、標章」とあるのは「警察署長は、許可証」と、「当該標章」とあるのは「当該許可証」と、同条第7項中「標章の交付を受けた者」とあるのは「許可証の交付を受けた者」と、「当該標章（第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に」とあるのは「当該許可証を警察署長に」と、同項第1号及び第2号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第4号中「公安委員会から標章」とあるのは「警察署

長から許可証」と読み替えるものとする。

「様式第3号 駐車可の標章（第4条関係）」

様式第3号の2 駐車禁止除外指定車の標章（身体障害者使用車）（第4条関係）」

様式目次中 様式第3号の3 駐車禁止除外指定車の標章（療育手帳所持者使用車）（第4条様式関係）」

第3号の4 駐車禁止除外指定車の標章（紫外線要保護者使用車）（第4条関係）」

「様式第3号 駐車禁止除外指定車の標章（歩行困難者以外）（第4条関係）」

様式第3号の2 駐車禁止除外指定車の標章（身体障害者手帳所持者等）（第4条を 関係）」

様式第3号の3 駐車禁止除外指定車の標章（小児慢性特定疾患児手帳所持者）（ 関係）」

に改める。

様式第2号の2 から様式第3号の3 までを次のように改める。

様式第2号の2 (第4条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 駐車禁止 除外指定車 時間制限駐車区間規制 </div>		号 日
車両登録番号	号 別紙のとおり	年 月 日まで
運転者の連絡先／用務先	福岡県公安委員会	第 号 発行日
有効期限	福岡県公安委員会	第 号 発行日

放置車両確認作業使用中

13センチメートル

18センチメートル
(裏面)

注 意 事 項

1 この標章は、福岡県公安委員会による駐車禁止規制、駐車禁止規制又は時間制限駐車区間規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- (1) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- (2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- (3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)
- (4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- (5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章 (3)の場合は、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなつたとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者所在地
事業所名

様式第3号(第4条関係)

駐車禁止除外指定車

(歩行困難者以外)

発行日 番号 年 月 日

使用中

車両登録番号

運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり

有効期限 年 月 日まで

福岡県公安委員会 印

13センチメートル

18センチメートル

(裏面)

注意事項

1 この標章は、福岡県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- (1) 駐車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- (2) 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- (3) 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- (4) 車庫代わり駐車(自動車の保管場の確保等に関する法律第11条第1項)
- (5) 長時間駐車(自動車の保管場の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
6 次の場合は、この標章(3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 交付を受けた理由がなくなつたとき。

(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者

住所又は所在地

氏名又は事業所名

様式第3号の2 (第4条関係)

駐車禁止除外指定車

(身体障害者手帳所持者等)

番号 発行日 年 月 日

歩行困難者使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり

有効期限 年 月 日まで

福岡県公安委員会 印

13センチメートル

18センチメートル

(裏面)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- (1) 駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- (2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- (3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)
- (4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- (5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

4 現場において、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
6 次の場合は、この標章 (3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなつたとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者住所

氏名

様式第3号の3（第4条関係）

駐車禁止除外指定車

(小児慢性特定疾患児手帳所持者)

発行日 年 月 日
 番号

歩行困難者使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり

有効期限 年 月 日まで

除外時間 昼間（日の出から日没まで）

福岡県公安委員会 印

13センチメートル

18センチメートル

(裏面)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- (1) 駐車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
 3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられます。

6 次の場合は、この標章（③）の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 交付を受けた理由がなくなつたとき。

(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者

住所

氏名

様式第3号の4を削る。

様式第7号中

条 件
備 考

を

理 由
条 件

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の福岡県道路交通法施行細則（以下「旧
駐 停 車 禁
規則」という。）第4条第1項第3号オの規定により交付された駐 車 禁
時間制限駐車区間規

止

止除外指定車の標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、この規則による
制

改正後の福岡県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第4条第1項第3号
駐 停 車 禁 止

力の規定により交付された駐 車 禁 止除外指定車の標章とみなす。

時間制限駐車区間規制

3 この規則の施行前に旧規則第4条第1項第3号カの規定により交付された駐車可の
標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、新規則第4条第1項第3号キの
規定により交付された駐車禁止除外指定車の標章とみなす。

4 この規則の施行前に旧規則第4条第1項第3号クの規定により交付された駐車禁止
除外指定車の標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、新規則第4条第1
項第3号クの規定により交付された駐車禁止除外指定車の標章とみなす。

5 前項の規定により新規則第4条第1項第3号クの規定による駐車禁止除外指定車の
標章とみなされた標章を有する者で、新規則第4条第1項第3号クに掲げる者のいず
れにも該当しないものは、当該標章を福岡県公安委員会に提出して、当該標章の有効
期限を延長するよう申請することができる。

6 福岡県公安委員会は、前項の規定による申請を受理したときは、当該標章の有効期
限を平成22年9月30日と変更した上で、その者に当該標章を返還するものとする。

7 この規則の施行の際現に受理している旧規則第4条第1項第3号オ及びカの標章の
交付に係る申請については、新規則第4条第1項第3号カ及びキの標章の交付に係る
申請とみなす。

8 この規則の施行の際現に受理している旧規則第4条第1項第3号キの標章の交付に
係る申請の取扱いについては、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。こ
の場合において、当該申請に係る標章の有効期限は、平成22年9月30日とする。

9 この規則の施行前に旧規則第7条の規定により交付された駐車許可証は、当該許可
証の有効期間が経過するまでの間は、新規則第7条の規定により交付された駐車許可
証とみなす。

10 この規則の施行の日から平成19年9月30日までの間は、新規則第4条第1項の適用
については、同項中「郵便物」とあるのは、「通常郵便物」とする。